

議会基本条例市民説明会の質問答弁概要

質問箇所	質問答弁の要旨	
全体をとおして	Q	行政主体から、市民が中心となって市民自治を進める時代になってきているが、それと議会との関係性はどうか。その辺のストーリーはどうか。
	A	市民の代表である議会として、政策提案能力を高めていきたいと思い、このような条例案になっている。また、市民の皆さんと一緒に考えてもらうことも公募委員を入れる等具体的に書いている。市民の意見を執行部がどのように取り入れて計画等を策定しているかも議会がチェックすることの一つです。(片山委員) 前文の中でそういう理念や方向性を示していきます。(小久保委員長)
全体をとおして	Q	議会基本条例は春日部市議会自らの発案としてやろうというのか、国や県からの指示か。
	A	この条例は、春日部市議会議員お互いの中で、作った方がいいということで検討してきたものです。決して国や県からやっ方がいいといわれてやっているものではありません。(小久保委員長)
全体をとおして	Q	市の自治基本条例の下にあって、そちらでは市民自治を理念として市民との協働がうたわれている。ぜひ議会基本条例においても市民との協働についてどこかで触れていただきたい。
	A	まったくそう思っています。委員会においてそれを含めて前文をどのようにしていくのか、しっかりした議論をしてみたいです。(小久保委員長)
前文への要望	Q	「憲法、地方自治法の規定に則り、この条例を定める」と記載すべきと考えるが、非常に大変なことであろう。
	A	今回の説明会はあくまでも骨子案ということで、説明をさせていただいております。いろんなご意見をいただいた上で、もう一度委員会で議論するための説明会です。そういったご意見も含めて委員会でもう一度議論すべきところは議論し、法律的に調整すべきところは調整していきたいと考えています。(小久保委員長)
前文への要望	Q	前文については示していただきかった。
	A	本日皆様からご意見をいただいた上で、もう一度委員会で議論をします。委員会で策定したものにつきましては、今後パブリックコメントという手続きを実施させていただきたいと思っています。そこでもまた、ご意見を受け付けますのでご理解ください。(小久保委員長)
第1-1 目的	Q	「市民福祉の向上」と「市勢の発展」とあるが、特に意味はあるのか。市民福祉の向上については是非実行していただきたい。
	A	市民福祉が後退しないように、この条例のもと議会がもっと議論をしてみたいです。「市勢」という言葉については、政(まつりごと)という小さいことだけではなく、春日部市としての勢いを盛り上げていきたいということから、この字を使っておりますので、ご理解いただきたいと思います。(小久保委員長)
第1-1 目的	Q	二代表制と書いてあるが、日頃の感じだと市長の方針に議会は沿っているだけではないか。もっと市民の方を見て生活に密着した視点で活動してほしい。
	A	市長は何をもって行政を執行していくかという、議会の議決にしたがって執行しています。だからこそしっかりと審議をし、議決をしていこうということで、こういった議会基本条例になっています。(片山委員)

質問箇所	質問答弁の要旨	
第1-2 最高規範性	Q	最高規範性については、条例はみな同格であり、法体系を乱す規定なので、これは削除すべきである。 議会の活動の範囲の中での倫理規定的なものであれば、議会規則のような形のものでよいのではないか。
	A	あくまでも議会活動をする中の最高ということで、市民の皆さんにも理解願います。なので、憲法よりもどうだとかということではありません。まして、憲法や自治法と違う意味合いの基本条例にするつもりもありません。(鬼丸副委員長、滝澤委員) 規則を変えるというよりも、きちんとした条例を作って意思表示をしていこうというのが今回の趣旨ですのご理解ください。(小久保委員長)
第1-3 定義	Q	市民の定義について、憲法や自治法の定める市民の定義と異なる。格好はいいが無用に対象とする範囲を広げており、危険性を含む規定の仕方である。ここは日本国籍を有する住民とすべきである。 住民の代表である議員が、いつの間にか住民以外の人々も相手にするようになるということは、我々住民の利益の一部侵害である。 自治基本条例との整合性よりも、憲法、自治法との整合性を優先しなくてはならないのは当然である。
	A	かなり委員会でも議論をした部分です。最終的には自治基本条例に準じた市民の定義にしています。違法性がある団体や個人については、決して認めるものではありません。参考までに、現在も請願・陳情について、住民でなくても受け付けています。(滝澤委員) まちづくりは、住民だけでなく、市で多くの時間を過ごす通勤通学の方々等とも協働して作り上げていくものだと考えています。また違法性のある団体や個人については、決して認めるものではありません。そういった団体からの意見というのは、議員がしっかりと監視の目をもって対応していきたいと考えています。(鬼丸副委員長) 今後、法制的な観点からの検証も行ってまいります。(小久保委員長)
第2-1 議会の活動原則	Q	市長等の事務執行について監視及び評価を行うとあるが、評価はどう行うのか。
	A	監視は、事後評価として行うもので、具体的には決算審査を行うことと、行政評価制度に対してチェックすることになるかと思っています。 職員の人事評価をするものではありません。(片山委員)
第2-1 議会の活動原則	Q	議案の審議、行政の監視の機能のほかに、政策立案という機能が加わり、3つの基本機能を有することになることを明確にすべき。行政が行う政策立案と、議会が行う政策立案との違いは何か、それも明確にすべき。
	A	二元代表制という中では、議会が議決をしないと行政執行はされません。その議会側が政策提案することには重みあると考えています。(片山委員)
第2-1 議会の活動原則	Q	「地方分権の進展に対応するためこの条例ができた」とは、意味がわからない。「地方分権がどうなって、何に対応しなくてはならないから、こういうことが必要なんだ」というように説明してもらいたい。
	A	地域のことは地域で決めていくという社会情勢の変化に対応できるように、議会も活性化し、改革していかななくてはいけないという意味です。 具体的には、今後の交付税や補助金から一括交付金への転換等に際しても、きちんと対応できる議会でなければいけないということです。(片山委員) 基本的な方向性は、前文にも謳いこみながらわかりやすい表現ができるよう取り組みます。(小久保委員長)

質問箇所	質問答弁の要旨	
第2-1 議会の活動原則	Q	議会活性化について、今日ここにいる議員以外の議員はどうしているのか。議員を減らすとか、質問時間を制限するとかは活性化とは逆なのではないか。
	A	議員は皆一生懸命、普段から活動をされていると思っています。市民の皆さんの声を聴き、また議案の審議をし、それらに関連する調査もしています。一般質問についてもほとんどの議員が行っています。活性化がこの条例のメインでもあります。そういう点を踏まえつつ、質問時間等についても今後ルールについて議論していきます。(松本委員) ここにいるメンバー以外の全議員の意見も十分に頂きながら、賛否をとるのではなく協議を重ねてこの骨子案は出来上がっていますので、他の議員がかかわっていないということは決してありません。(小久保委員長)
第2-1 議会の活動原則	Q	議会活性化というが、今現在は議会はセレモニーにしか見えない。基本条例ができてこの辺が変わるのか。それは是非変えていただきたい。条例は仏作っても、魂を入れなければ意味がない。
	A	そういう意見があるというのも、我々としては認識しています。なのでこの基本条例を作って改めて明文化をすることによって、襟を正していこうというのが条例を作っていこうという発端です。今回この条例を実行していくにあたって、これまでとは違う新たなことを、13項目取り組むかたちになります。それらのルールについても、いま同時進行で議論をしています。(小久保委員長)
第2-2 議員の活動原則	Q	「自らの資質向上に努める」のところに、6会派の(2)から「政策立案、政策提言等について積極的に調査研究を行い」という文言を持ってきてはどうか。
	A	今後の条文化に向けて、ぜひこれも議題の一つとして、とりあげて議論していきたいと思います。(小久保委員長)
第2-2 議員の活動原則	Q	資質向上のため、議員のための不断に研修を行うシステムのようなものは考えられないか。
	A	おっしゃるとおり、地方議員の弱いところは、そういった研修の機会がないところにあると思っています。議会改革を行っていく特別委員会を設けることになっていますので、ぜひそういったところで議論をしていきたいと思います。(小久保委員長)
第2-4 政策討論会	Q	政策討論会を行うことができるとは、やらなくてもよいのか、いつどのように行うのか。
	A	例えば、合併等のテーマが起こったときに、議員全員で討議をしてみようとなつて、議員同士で議論をし、一定の方向性が出せるなら出していこうというものです。ですから年に何回ということであるわけではなく、大きなテーマが出現した際に開催するものです。(岩谷委員)
第2-4 政策討論会	Q	政策討論会は市民は傍聴できるのか。
	A	政策討論会の細かなルールについては、別途検討していくことになりますのでまだ決まっていません。(荒木委員)
第2-5 委員会の活動	Q	「出張委員会」という名前は、あまり良くないのではないか。関係地域で行う委員会のようなネーミングではどうか。
	A	今は委員会を開催するときは、市役所の中でしかできません。傍聴の希望者がたくさんいらした場合には、現在の委員会室では5人くらいしか入れない部屋もあります。そういったことが想定されるときに、大きな会場に向いて、そこで委員会を開催し、多くの市民の方々に傍聴していただくという意味です。ネーミングについては委員会の中でも議論をしましたが、そういった意味で出張委員会としています。関係のある場所に行って委員会を開催するというものではありません。(小久保委員長)

質問箇所	質問答弁の要旨	
第2-6 会派	Q	会派全般について、会派で取り上げられないと市民要望が通らないなどと言われている。市議会にそのような派閥は必要ない。二元代表制が保たれていない。
	A	例えば、今回の基本条例の検討に当たっては、多数決をせず、すべて合議で進めてきています。そして、議会や議員の活動原則もきちんと理念として盛り込んであるので、会派はあろうとなかろうと、そういった心配はなくなると思っています。(小久保委員長)
第2-6 会派	Q	「会派は市民に対し十分な説明を行うよう強めなければならない」とあるが、やらなくてもよいのか。どのくらいのペースでやるのか。
	A	方法についてはいろいろあります。例えば活動報告を作成配布する会派もあると思います。また、地区に行って説明会をする会派もあるかもしれません。それは会派ごとのそれぞれのやり方があるということでご理解ください。それから会派の行政視察については、公表していくことになります。(岩谷委員)
第2-6 会派	Q	政策討論会での意見を含めて、重要な案件は会派として市民に対して意見表明をすべきである。
	A	いままでは必要に応じて会派ごとの意見を協議することはありましたが、大きなテーマで議員間で討議することはありませんでした。政策討論会は、今後それをやっていこうというものです。(荒木委員) 会派の活動については、それぞれ違ってきています。例えば会報などの発行についても年1回とか毎月とか違ってきますが、それぞれの会派が何らかの形で必ず報告はしています。それぞれのやり方があるので、全部の会派が同じやり方でやれというわけにはいきません。(小久保委員長)
第2-6 会派	Q	6-(2)の規定自体がいらぬのではないかと。前段の文言は2-(2)議員の活動原則に加えていき、後段の「合意形成に努める」という部分はいらぬと思う。会派の合意に縛られていては、個人で自由討議で行うという政策討論会との理念が崩れる。その整合性を図った方がいいと思う。
	A	今後の条文化に向けて、ぜひこれも議題の一つとして、とりあげて議論していきたいと思います。(小久保委員長)
第3-1 市民参加	Q	議会報告会は、いつどのように行うのか。
	A	一年に一回以上、とりあえずは9月定例会の後に開催する方向で考えています。(金子委員)
第3-1 市民参加	Q	議員は市民の代表であって、議会はそもそも市民参加である。投票や請願、傍聴について書いておくべきである。
	A	ここでの市民参加とは、市民と情報を共有していくということです。また、いろいろな考えを持っている市民の方々のご意見をもとに協議をしながら、それを一つの課題にしていくのも、市民参加であるということでご理解願います。選挙についても、我々が積極的に議会活動をしていることによって、選挙にも行っていただけるようになればと考えています。(蛭間委員)
第3-1 市民参加	Q	最近原発の問題など隠して後からわかるようなことが多くなってきているが、死活問題にかかることも中にはある。知っている事実を隠さずにすべて公開し、事実を共有できるようにお願いしたい。
	A	おっしゃるとおりだと思います。知らされない不安や、後から問題が出てくることなどがあります。市議会においても、議会って何やってるの、議員って何やってるの、どういうふうにしたのかというのが、なかなか分かりづらい部分もあるかと思いますが、そういったことを明らかにしていくという趣旨から、この基本条例を作っていますので、春日部市議会は大丈夫だと言ってもらえるよう、これからも議論をしていきます。(小久保委員長)

質問箇所	質問答弁の要旨	
第3-1 市民参加	Q	広報広聴委員会がどのようなメンバーになるのか、決まっているのか。
	A	条例が決まってから、設置されるので、どういうメンバーかというのは決まっています。(蛭間委員)
第3-1 市民参加	Q	行政への市民参加は、参加をしても行政の成果になってしまう。議会として市民意見を聴き、政策として作り上げていくという装置(システム)を作れないか。
	A	市民のご意見を聴くというシステムになるのが、広報広聴委員会になります。この条例では広報広聴委員会と議会改革検討特別委員会の2つの委員会を新たに設置していきます。今まで以上に議会として、きちんと市民の皆様の意見を聴く機会ができるとご理解いただければと思います。(小久保委員長)
第4-1 議会議員と市長等との関係	Q	一問一答制について従来方式との併用では、その規定は意味があるのか。また、時間を制限する場合、細かな点まで質問を行うに当たり、内容は担保されるのか。
	A	初めは試行として、試行錯誤を重ね、改善を加えながら、本格実施をしていきたいと考えています。(金子委員)
第4-1 議会議員と市長等との関係	Q	一問一答制については時間がかかるものである。その覚悟があるのか。
	A	一般質問の時間については制限を設けなくてははいけないと考えています。(金子委員) 現在は1時間という持ち時間の中で一括方式で行っています。この時間をどうするかということは、いただいたご意見や調査資料を参考にしながら、今後改めて議論し決めていきます。(小久保委員長)
第4-1 議会議員と市長等との関係	Q	準備をされた一括方式では議会を開く必要がない。議論をするにあたっては、答えを聞いて問いをする一問一答制を原則として、一括制も選択できるようにすべきである。
	A	きっちりと受け止めさせていただいて、今後の条例案づくりに反映させていきたいと考えています。(小久保委員長)
第4-1 議会議員と市長等との関係	Q	一問一答方式と一括方式を併用するとのことだが、これは議員が選ぶのか。一括の人が残るのは活発でない印象が残る。全員が一問一答の方がいいのではないか。
	A	選択制にしたというのは、初めての試行なので、一般質問の中で試行錯誤しながらやっていくものです。将来的には一問一答方式が根付いていこうと思っていますので、ご理解ください。(蛭間委員)
第4-1 議会議員と市長等との関係	Q	質問時間については、増えることはあっても減ることがないように考えていただきたい。
	A	今、運用していくためのルールについては議論をしています。(小久保委員長)
第4-1 議会議員と市長等との関係	Q	「原則、一問一答で」とすべきだと思います。やり方にはじきに慣れると思います。一問一答は時間がかかりますが、時間がかかるから打ち切るのではなく、結論に向けて集中するから結論が出るという意識でいただきたい。
	A	そういったご意見も真摯に受け止めて、きちんと修正してまいりますので、ご理解いただければと思います。(小久保委員長)
第4-1 議会議員と市長等との関係	Q	反問権というのがよくわからないので、もう一度説明を願いたい。
	A	反問権は、議員の質問や提言に対して、執行部が反問できるということで、要するに逆質問を執行部側から議員にできるということです。議員の方も幅広く勉強していないと大変ですよと、そういう緊張感が生まれてくるものです。(蛭間委員)

質問箇所	質問答弁の要旨	
第5-1 議会改革	Q	(1)で地方分権の進展に対応するためとあるが、どういうことなのか説明を願いたい。
	A	これまでは、国で決めたことが県を通じて市に降りてきて、国が言ったとおりに市がやっていくということが多かったわけです。最近では市で自己決定、自己責任の重さが拡大してきております。どうすれば良い市になるのか、自分たちで主体的に決めていくまちづくりが求められる時代になってきています。そういう意味です。(五十嵐委員)
第5-2 議員定数、議員報酬	Q	議員定数について、不断の見直しを行うとあるが、市民の声を聴いてもらうには、議員は減らされては困る。不断といっても減る方向にいったら怖いと思う。
	A	ご意見として承りました。
第5-2 議員定数、議員報酬	Q	議員定数については、「法定数を尊重する」という文言を入れてはどうか。
	A	法定定数の上限については、撤廃されてしまいました。今は自治体独自で議員の定数を決めていきなさいということになっています。ですので、議会とはどうあるべきなのか、議員とは何をすべきなのか、そういうことをきちんと明文化して作らなければならないので、こういった基本条例が必要になるということでご理解願います。(小久保委員長)
第6-1 議会事務局	Q	議会と市長等との関係は緊張関係の保持に努めとあるのだから、議会事務局職員についても、行政職員と一線を画すということを明記すべきである。
	A	議会事務局の職員の任命権者は議長になっています。職員を異動させるに当たっては、すべて議長と相談をすることになっています。給料は市の税金からという形にはなりますが、現在の職員は議会の職員としてしっかりやっています。外からもそう見ていただけるようにということでは、これからも議論してまいりますので、よろしく願います。(小久保委員長)
第6-2 議会図書室	Q	議会図書室において、議員が調査研究をきちんとしているのか。中央図書館内に設置するのではなぜいけないのか。事務局に行かなくては市民が使えないのでは、市民サービスが悪いのではないのか。
	A	議会図書室は、議員が調査研究を行うことを目的として設置されているので、議会の近くにおいて、議員が自由に使えるようにすべきものです。が、市民の方に公開しないというわけではないので、利用したい場合は議会事務局に声をかけてくださいということです。(卯月委員) 議会図書室は、資料室としての意味合いが強い図書室で、皆様が想像される一般的な図書館とは違うものなのでご理解ください。(小久保委員長)

質問箇所	質問答弁の要旨	
その他	Q	公民館で行われる、実行委員会形式での音楽祭において、議員を壇上に上げてご紹介しなければならないということになった。議会からの無言の圧力というのはあってはならないと思うが、そういったことは議会としては重要ではないということを引きちんと表明していただきたい。
	A	実際いろいろな団体が、いろいろなイベントをなさっていますが、議員を呼んで紹介いただくというのがないイベントも多くあります。逆にそういう発言を執行部にされてしまうのは寂しいなと思います。またそういう発言をされないように議会としても襟を正していきます。そのための基本条例だということでご理解願います。(小久保委員長)
その他		防災士の育成についてなど、普段市議会議員はどのような勉強をしているのか。
	Q	中国や北朝鮮の地方制度について、研究しているのか。
		骨子案に関係のないことだからと言って答えないというのでは、この条例は自分たちを守るためのきれいごとではないか。個人で勉強していて知っていることであれば、後で教えますとかの一言がないのか。
A	今回は議会基本条例に関する説明会です。個別の議員がどのような研究・勉強をしているかについては、個々の議員さんがそれぞれの立場でなさっていると思いますが、私からは答えかねます。(小久保委員長)	